

公の施設の指定管理者の指定の件（身体障害者福祉センター）

令和 6 年（2024 年）11 月 28 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称

札幌市身体障害者福祉センター

2 公の施設の位置

札幌市西区二十四軒 2 条 6 丁目

3 指定管理者

札幌市西区二十四軒 2 条 6 丁目札幌市身体障害者福祉センター内

公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会

会長 浅香 博文

4 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

（理 由）

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、身体障害者福祉センター
の指定管理者を指定するため、本案を提出する。